

資料 3

野洲市立地適正化計画の中間評価について

(資料内訳)

○野洲市立地適正化計画中間評価報告書

野洲市立地適正化計画
中間評価報告書

1. 立地適正化計画の目的
2. 計画区域・計画期間
3. 野洲市がめざす将来のすがた
4. 立地適正化計画の中間評価について
5. 目標の設定と考え方
6. 中間評価の結果（分析）
7. 今後の方針

1. 立地適正化計画の目的

立地適正化計画は、人口減少や少子高齢社会においても持続可能な都市づくりの実現を図るための計画です。国は平成 26 年（2014 年）に都市再生特別措置法を改正するとともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住誘導機能がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すよう示しています。

本市においても、人口減少が進んだ場合、生活サービス施設が減少し、都市の魅力が低下します。これにより更に人口が減少するという負のスパイラルに陥る可能性があります。

こうした悪循環に陥らないため、計画の策定目的として「健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを促進」することを掲げ、平成 29 年（2017 年）に野洲市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）を策定しています。

2. 本計画の区域・計画期間

本計画の目標年次は下記のとおりです。

- ・長期：令和 22 年（2040 年）
- ・短期：令和 12 年（2030 年）

また、本計画の対象区域は、都市計画区域（琵琶湖を除いた市内全域）となります。

3. 野洲市がめざす将来のすがた

<p>基本理念</p>	<p>“つながり”を軸とした 住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり ～拠点周辺の高い利便性を活かした、にぎわい増幅のまちづくり～</p>
<p>将来都市像</p>	<p>活力ある都市と豊かな自然が調和した にぎわいとやすらぎのあるまち</p>
<p>基本目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 多世代が交流しにぎわいを増幅できる拠点整備 ～多様な活動・交流の“つながり”～ ◇ 災害に対する安全・安心の確保 ～居住継続への“つながり”～ ◇ 少子高齢社会を踏まえた公共交通アクセスの強化 ～拠点と居住地の“つながり”～ ◇ 交通インフラ整備を活かした雇用等の確保と職住近接の住環境の整備 ～未来の更なる活性化への“つながり”～

都市機能及び居住に関する誘導方針



医療環境の効率化
健康寿命の増進など市民の QOL※
の向上や、社会保障費等の適正化

- ・ 拠点を中心とした医療環境の充実
- ・ 生活習慣病の重症化の予防
- ・ 介護予防の推進などの予防型医療環境の充実

**拠点の
にぎわい機能の強化**

市民の生活利便性の維持・向上や、若者・子育て世代への魅力向上、集客強化による関連経済活動の活性化

- ・ 生涯学習・創作・多世代交流等の強化や、子育て世代の支援など、まちのにぎわいや魅力を創出する取組みを利便性の高い拠点周辺へ誘導

**拠点利用を高める
公共交通網の強化**

拠点の利用促進

- ・ 拠点間及び拠点への公共交通によるアクセス性の向上
- ・ 拠点内の歩行環境の充実
- ・ 高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅
- ・ 自家用車に依存し過ぎない環境の構築と、健康増進

※ QOL…クオリティ・オブ・ライフ 精神面も含めた「生活の質」のことで、人間らしく満足して生活しているかを計る概念のこと

4. 本計画の中間評価について

本計画は平成 29 年（2017 年）に策定し、上位計画の「大津湖南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「第二次野洲市総合計画」、関連計画である「野洲市都市計画マスタープラン」の策定並びに改訂に伴い、令和 3 年（2021 年 7 月）に各計画との整合性を図るため評価・見直しを行いました。

立地適正化計画の評価は、都市再生特別措置法第 84 条第 1 項により、おおむね 5 年ごとに調査、分析及び評価を行うよう努めることが定められています。

そのため、前回の評価から 4 年目のタイミングではあるものの、令和 10 年度に予定されている大津湖南都市区域区分見直しの手続きが令和 8 年度から開始される可能性があることから、今年度に中間評価を行います。

※都市再生特別措置法第 84 条第 1 項

市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね五年毎に（中略）調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

5. 目標値の設定と考え方

目標値の設定の考え方

日々の暮らしにおける「街を歩くこと」、「コミュニティ活動の活性化」が健康増進に効果的であることが明らかとなっています。

この計画では、都市機能や居住を計画的に誘導し、公共交通の利用環境を高めることで、計画策定の目的でもある、野洲市全域の「健康で快適な生活環境を確保していく」ことを目指しています。

また、多世代が交流し、「つながり」を軸とした「にぎわいとやすらぎ」のあるまちづくりを推進します。

目標値の設定

実施する施策の進捗状況やその効果検証の基準となる目標値を設定します。

〔1〕基本的な目標値の設定

評価項目	評価指標	単位	基準値	目標値
			H29 (2017)	R22(2040)
			国勢調査 H22 (2010)	
居住誘導に関する基本的な項目	居住誘導区域内の人口密度	人/ha	58.1	58.1

〔2〕都市機能及び居住機能の維持・確保に係る目標値の設定

評価項目	評価指標	単位	基準値	目標値
			H29 (2017)	R22 (2040)
医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に関する項目	医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率	%	96.8 (H27(2015))	100.0
	(補足) 野洲市民病院と診療所との病診連携数	人	5,920 (H28(2016))	7,000
拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に関する項目	野洲市民の外出率(パーソントリップ調査)	%	83.3 (H22(2010))	85.0
拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に関する項目	交通手段のうち「バス・自転車・徒歩」の割合(パーソントリップ調査)	%	28.6 (H22(2010))	34.7
	(補足) 20歳以上の市民の歩行量	歩	-	1日あたり 1,500歩 増加

〔3〕災害に対する安全・安心の確保に係る目標値の設定

評価項目	評価指標	単位	基準値	目標値
			H29 (2017)	R22 (2040)
災害の発生を防ぐ・減らす取組に関する項目	居住誘導区域内の浸水想定区域面積割合	%	17.3 (R05(2023))	※減少を目指す
災害の被害を回避する取組に関する項目	(再掲)居住誘導区域内の人口密度	人/ha	58.1	58.1
災害の被害を軽減する取組に関する項目	避難所等の居住誘導区域内面積カバー率	%	73.4 (R05(2023))	100.0

6. 中間評価の結果(分析)

本計画の目標に対する中間値は下記の表のとおりです。

〔1〕基本的な目標値の設定

評価項目	評価指標	単位	基準値	中間値		目標値
			H29 (2017)	R3 (2020)	R7 (2025)	R22 (2040)
			国勢調査 H22 (2010)	国勢調査 R2 (2020)		
居住誘導に関する基本的な項目	居住誘導区域内の人口密度	人/ha	58.1	59.1	57.1	58.1

〔2〕都市機能及び居住機能の維持・確保に係る目標値の設定

評価項目	評価指標	単位	基準値	中間値	目標値
			H29 (2017)	R7 (2025)	R22 (2040)
医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に関する項目	医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率	%	96.8 (H27(2015))	98	100.0
	(補足) 野洲市民病院と診療所との病診連携数	人	5,920 (H28(2016))	7,988 (R6(2024))	7,000
拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に関する項目	野洲市民の外出率（パーソントリップ調査）	%	83.3 (H22(2010))	77.7 (コロナ影響 考慮:80.6) (R3(2021))	85.0
拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に関する項目	交通手段のうち「バス・自転車・徒歩」の割合（パーソントリップ調査）	%	28.6 (H22(2010))	25.4 (R3(2021))	34.7
	(補足) 20歳以上の市民の歩行量	歩	-	-	1日あたり 1,500歩 増加

〔3〕災害に対する安全・安心の確保に係る目標値の設定

評価項目	評価指標	単位	基準値	中間値	目標値
			H29 (2017)	R7 (2025)	R22 (2040)
災害の発生を防ぐ・減らす取組に関する項目	居住誘導区域内の浸水想定区域面積割合	%	17.3 (R5(2023))	17.3 (R5(2023))	※減少を目指す
災害の被害を回避する取組に関する項目	(再掲)居住誘導区域内の人口密度	人/ha	58.1	57.1	58.1
災害の被害を軽減する取組に関する項目	避難所等の居住誘導区域内面積カバー率 ※当面は災害時応援協定による避難先を含めたカバー率での達成を目指す。	%	73.4 (R5(2023))	73.4 (R7(2025))	100.0

〔1〕 基本的な目標値

評価項目	評価指標	目標の設定方針	単位	基準値	中間値		目標値
				H29 (2017)	R3 (2020)	R7 (2025)	R22 (2040)
				国勢調査 H22 (2010)	国勢調査 R2 (2020)		
居住誘導に関する基本的な項目	居住誘導区域内の人口密度	都市の魅力・機能を増幅するための施策を講じることにより、居住誘導区域内の人口密度を維持することを目標値として設定	人/ha	58.1	59.1	57.1	58.1

※立地適正化計画で目標値としている人口密度の人口数値は、国勢調査によるものであり、更新は5年毎の数値です。

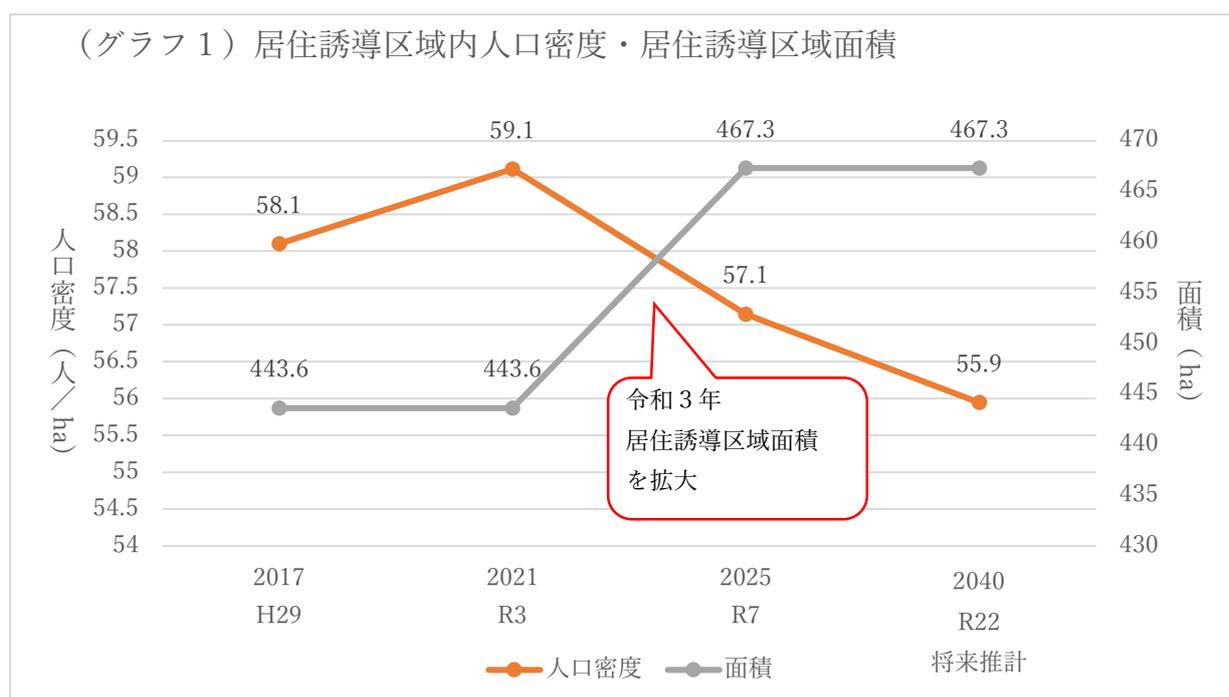
(1) 居住誘導区域内の人口・人口密度の推移

平成29年(2017年)の本計画策定時において、居住誘導区域内の人口は25,753人、居住誘導区域面積は443.6ha、居住誘導区域内の人口密度は58.1人/haでした。

本計画は令和3年(2021年)に改訂していますが、その評価時点では、居住誘導区域内の人口は26,224人、居住誘導区域面積は443.6ha、居住誘導区域内の人口密度は59.1人/haでした。

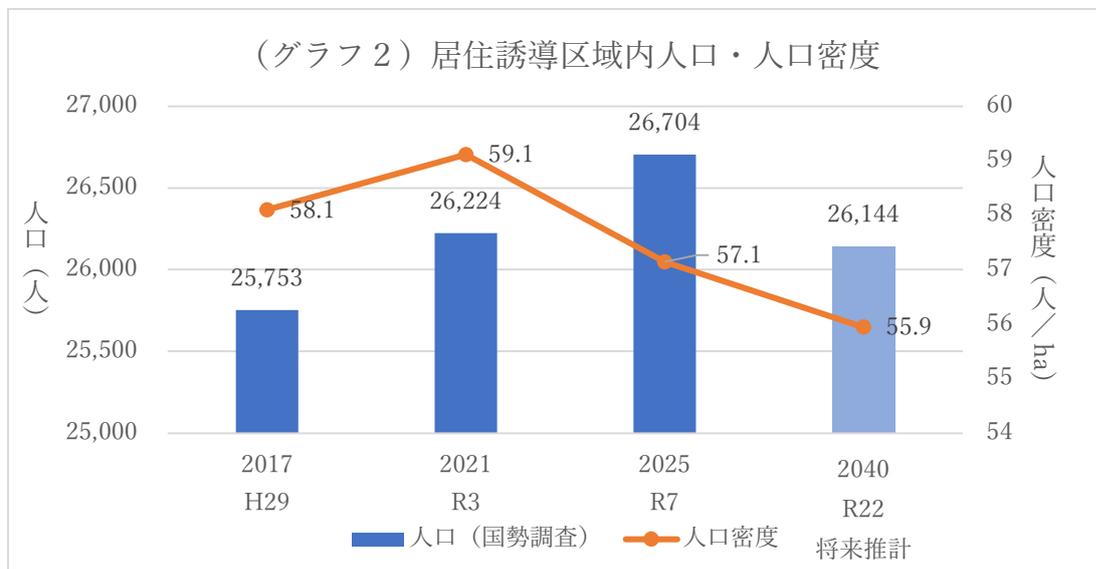
令和3年(2021年)に居住誘導区域を拡大し、令和7年においては、居住誘導区域内人口は26,704人、居住誘導区域面積は467.3ha、居住誘導区域内の人口密度は57.1人/haでした。

その結果、人口密度が減少した原因が、グラフ1のとおり、令和3年の居住誘導区域の拡大であることが分かります。



また、居住誘導区域内人口はグラフ2のとおり増加しているものの、人口居住誘導区域内の人口密度は減少しています。

なお、令和22年（2040年）の居住誘導区域内人口は、令和5年の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所報告）を基に算出していることから、人口減少及び人口密度の減少を見込んでいます。



ただし、滋賀県が実施する都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査では、人口に関する情報を国勢調査から得ているため、本計画においてもこれを基本としていますが、国勢調査は5年に1回の調査であるため、経年の状況把握ができませんでした。

そのため、これを補完することを目的として、住民基本台帳情報を基にした居住誘導区域内人口を併せて確認した結果、グラフ3のとおり居住誘導区域内人口が増加していることが確認できました。



※都市計画法第6条

都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

(2) 居住誘導区域編入箇所の分析

GISにより住民基本台帳情報を位置情報として分析することで各地の居住状況を詳細に把握できるため、令和3年(2021年)に居住誘導区域に編入された各箇所の状況を確認しました。

この年に居住誘導区域に編入した箇所は図2のとおり4箇所です。その面積合計は23.7ha、「細流の郷」地区計画、「西河原字上ダイ地区」地区計画、西河原天皇前地区計画、篠原駅周辺です。

なお、篠原駅周辺については、「篠原駅前」地区計画を含む周辺一帯を居住誘導区域に設定しています。

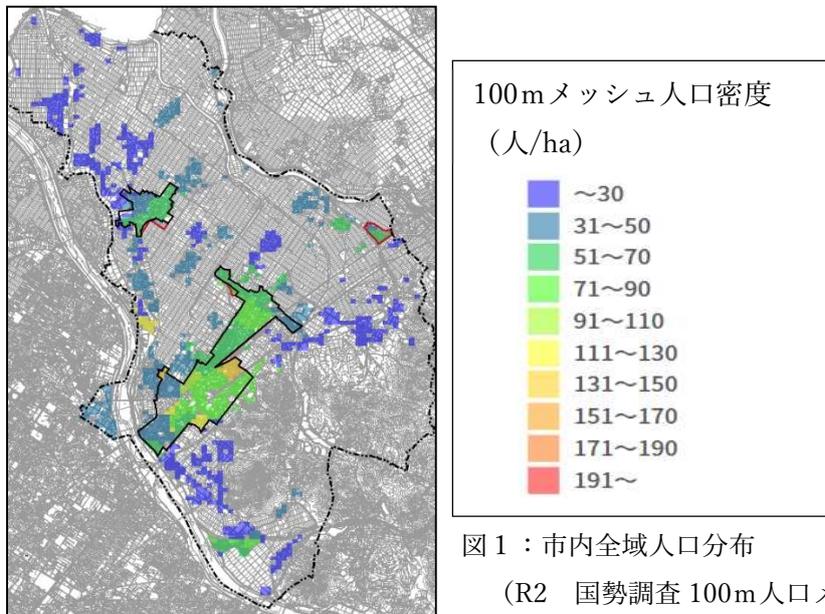


図1：市内全域人口分布

(R2 国勢調査 100m人口メッシュ)

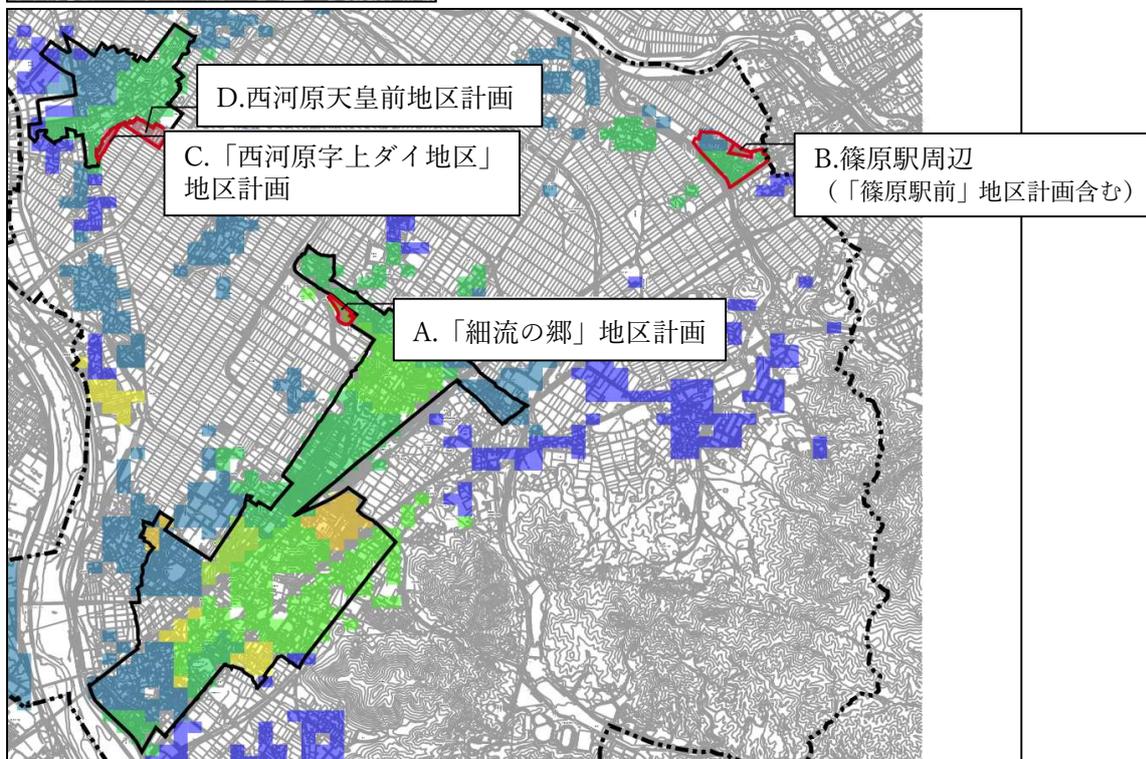


図2：居住誘導区域編入箇所 (R2 国勢調査 100m人口メッシュ)

黒枠：平成30年(2018年)設定 居住誘導区域

赤枠：令和3年(2021年)設定 居住誘導区域(拡大分)

赤色網掛：居住誘導区域編入箇所中の地区計画

A. 「細流の郷」地区計画

国勢調査を実施した令和2年（2020年）に撮影した航空写真が図4のとおりです。居住誘導区域に編入した際には既に家屋が建築されており、当該地区計画内における国勢調査人口密度は図3のとおり88.7人/ha、住民基本台帳情報（R7）に基づく人口密度（以下、「住基人口密度」という。）においても137.2人/haと高く、居住誘導区域内全体の人口密度を高める要因となっています。

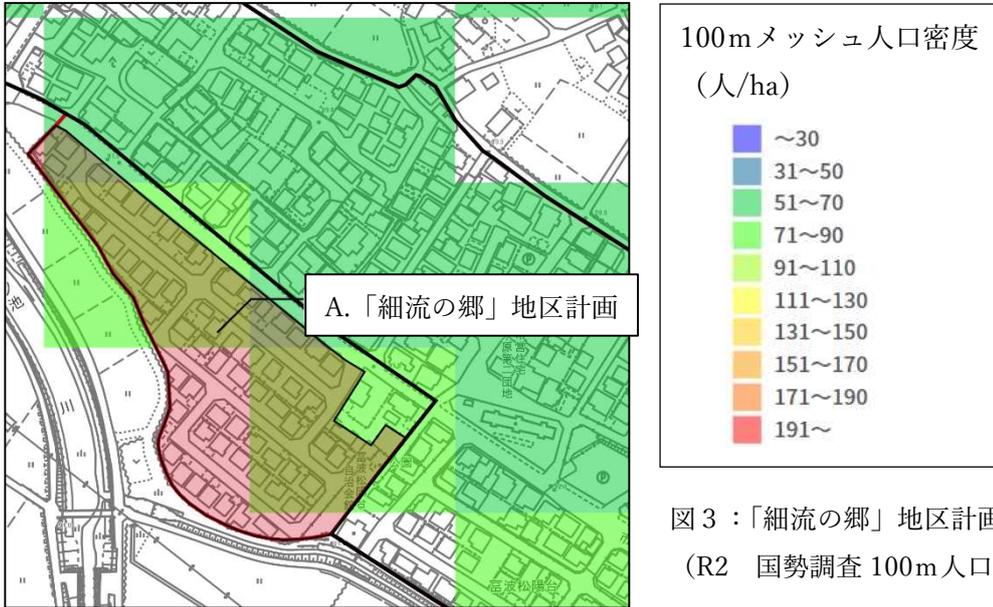


図3：「細流の郷」地区計画人口分布
(R2 国勢調査 100m人口メッシュ)



図4：R2 航空写真



図5：R6 航空写真

B.篠原駅周辺（「篠原駅前」地区計画を含む。）

篠原駅周辺は、近江八幡市が篠原駅周辺を都市機能誘導区域に設定したことから、周辺地域を居住誘導区域として定めています。

国勢調査を実施した令和2年に撮影した航空写真が図7のとおりで、篠原駅周辺を居住誘導区域に編入した際には、図9のとおり「篠原駅前」地区計画内の区画は家屋が建築されていませんでしたが、現在は開発が進み、図8及び図10のとおり令和6年の航空写真では区画のほぼ全てで家屋が建築されています。

篠原駅周辺における国勢調査人口密度が45.5人/haであるのに対し、住基人口密度は91.2人/haと高く、中でも「篠原駅前」地区計画内の住基人口密度が121.5人/haと特に高く、居住誘導区域編入後に人口が増えていることが伺えます。

そのため、令和7年の国勢調査では当該区域の人口密度は増加する可能性が高く、人口密度を高める要因になり得ると考えています。

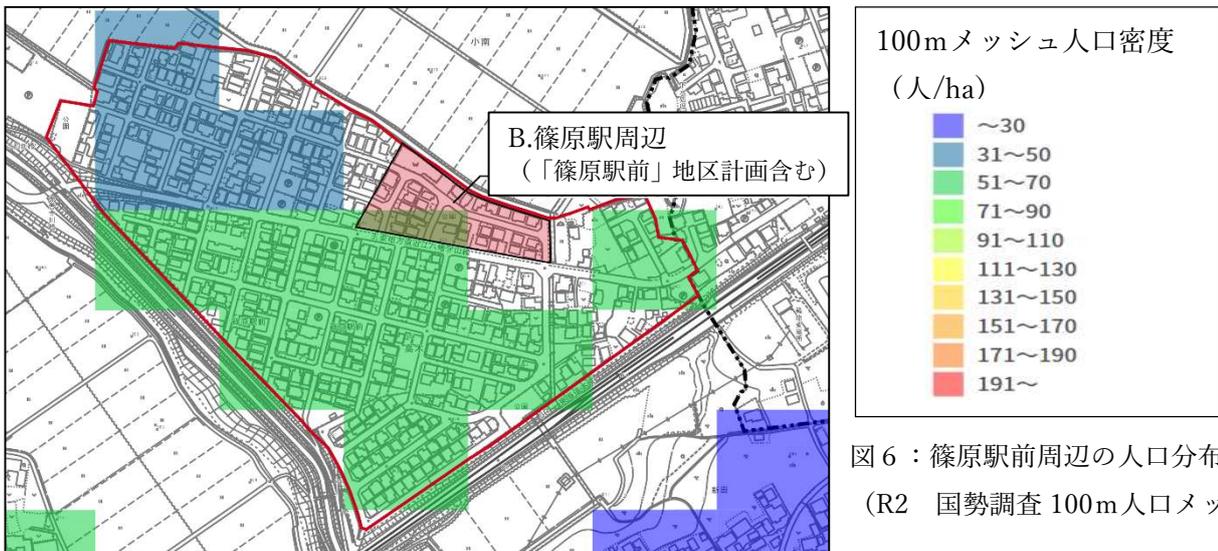


図6：篠原駅前周辺の人口分布
(R2 国勢調査 100m人口メッシュ)



図7：R2 航空写真（篠原駅周辺）



図8：R6 航空写真（篠原駅周辺）



図9：R2 航空写真（「篠原駅前」地区計画）



図10：R6 航空写真（「篠原駅前」地区計画）

C.「西河原字上ダイ地区」地区計画、D.西河原天皇前地区計画

図12のとおり、令和2年に撮影した航空写真では、西河原字上ダイ地区、西河原天皇前地区の両方が開発途中であり、令和2年の国勢調査においても、図11のとおり当該地区に起因する人口メッシュは敷かれていません。

しかし、図13のとおり、令和6年度の航空写真では、西河原字上ダイ地区の区画の大部分で家屋が建築されています。

また、西河原天皇前地区については、宅地化は終了しているものの、ほとんど家屋が建築されておらず、今後人口の増加が見込まれます。

そのため、西河原字上ダイ地区及び西河原天皇前地区は、令和7年の国勢調査では当該区域の人口密度は増加する可能性が高く、人口密度を高める要因になり得ると考えています。

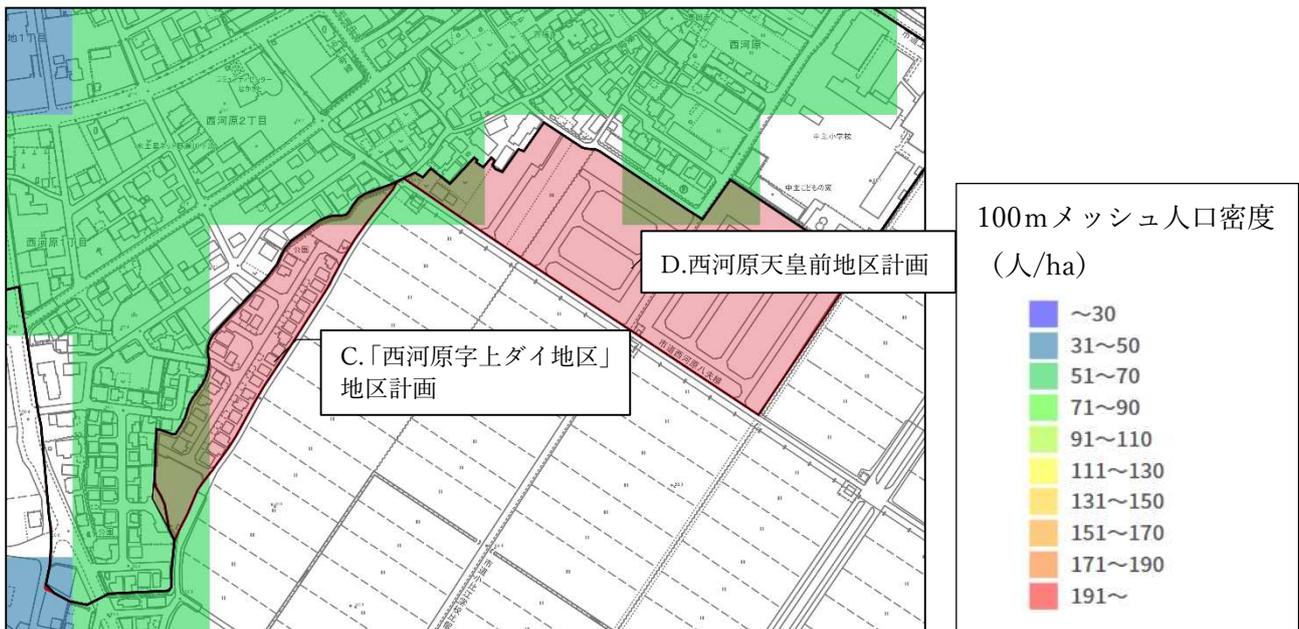


図11：R2 国勢調査100m人口メッシュ

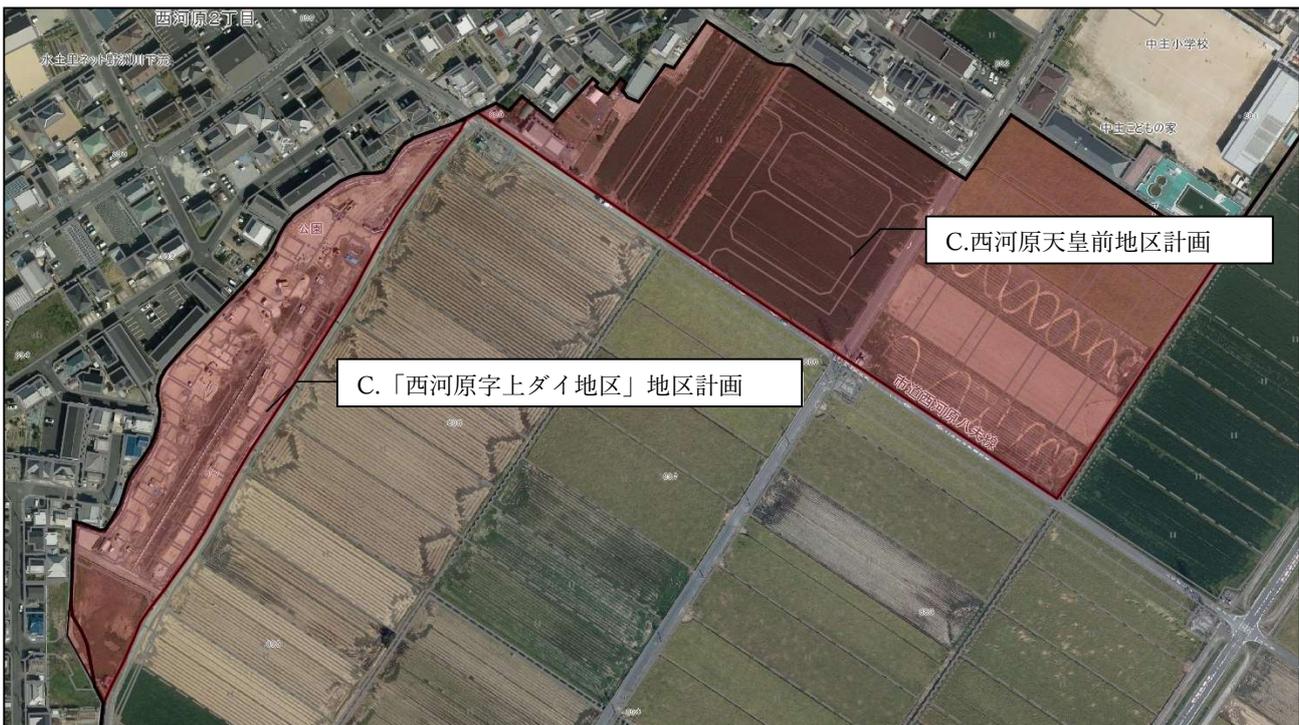


図12：R2 航空写真

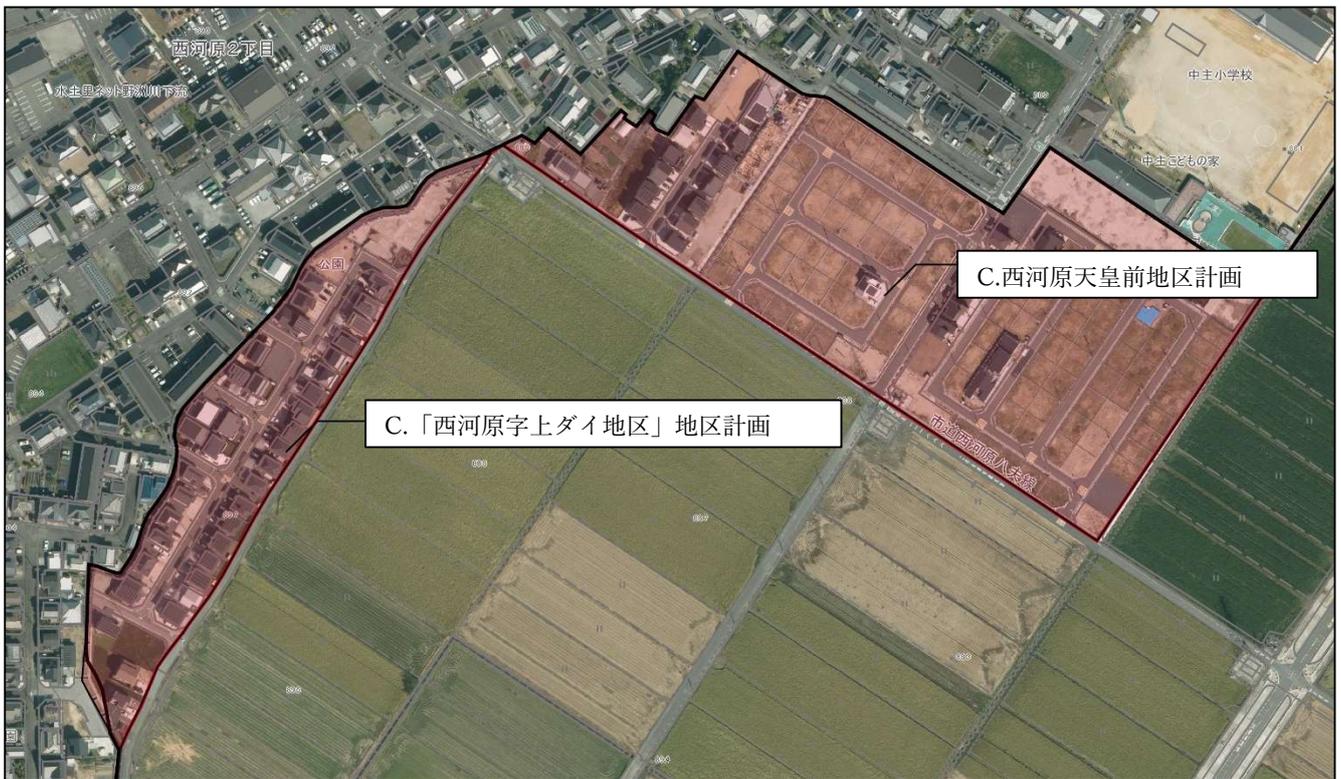


図 13 : R6 航空写真

(3) 結果

基本的指標としての人口密度については、令和3年(2021年)の居住誘導区域拡大により、57.1人/haに低下し、目標値の58.1人/haを下回りましたが、住基情報に基づく居住誘導区域内人口は増加しているため、人口密度は減少したものの、今後は人口密度の増加が見込めると考えています。

〔2〕都市機能及び居住機能の維持・確保に係る目標値

評価項目	評価指標	目標の設定方針	単位	基準値	中間値	目標値
				H29 (2017)	R7 (2025)	R22 (2040)
医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に関する項目	医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率	居住誘導区域内において、JR野洲駅前の医療拠点との連携を図りつつ、日時的に病院に通える環境を維持することを目標値として設定	%	96.8% 基準年 H27 (2015)	98.7%	100%
	（補足）野洲市民病院と診療所との病診連携数	野洲市民病院と居住誘導区域内の診療所との病診連携が増加することを補足的な目標値として設定	人	5,920 調査 H28 (2016)	7,988 調査 R6 (2024)	7,000
拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に関する項目	野洲市民の外出率（パーソントリップ調査）	拠点でのにぎわい創出に関する取組みが推進されることによる各世代の外出率の増加を目標値として設定	%	83.3% 調査 H22 (2010)	77.7% (コロナ考慮80.6%) 調査 R3 (2021)	85.0%
拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に関する項目	（パーソントリップ調査）	拠点への公共交通網の強化とともに、拠点でのにぎわい増幅に関する取組みなどにより、主な移動手段としてバス・自転車・徒歩の割合が増加することを目標値として設定	%	28.6% 調査 H22 (2010)	25.4% 調査 R3 (2021)	34.7%
	（補足）20歳以上の市民の歩行量	拠点への公共交通網の強化とともに、拠点でのにぎわい増幅に関する取組みなどにより、20歳以上の市民の歩行量が増加することを補足的な目標値として設定	歩	-	-	1日あたり 1,500歩 増加

(1) 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に関する項目

【医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率】

居住誘導区域内において、医療拠点との連携を図りつつ、日常的に病院に通える環境を維持することを目標として、医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率を設定しています。

居住誘導区域内で医療圏（医療施設 800m圏）と重複する 100mメッシュの人口を集計した結果、医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率は 98.7%と、基準年の 96.8%より増加し、医療機関へのアクセス性が向上しています。

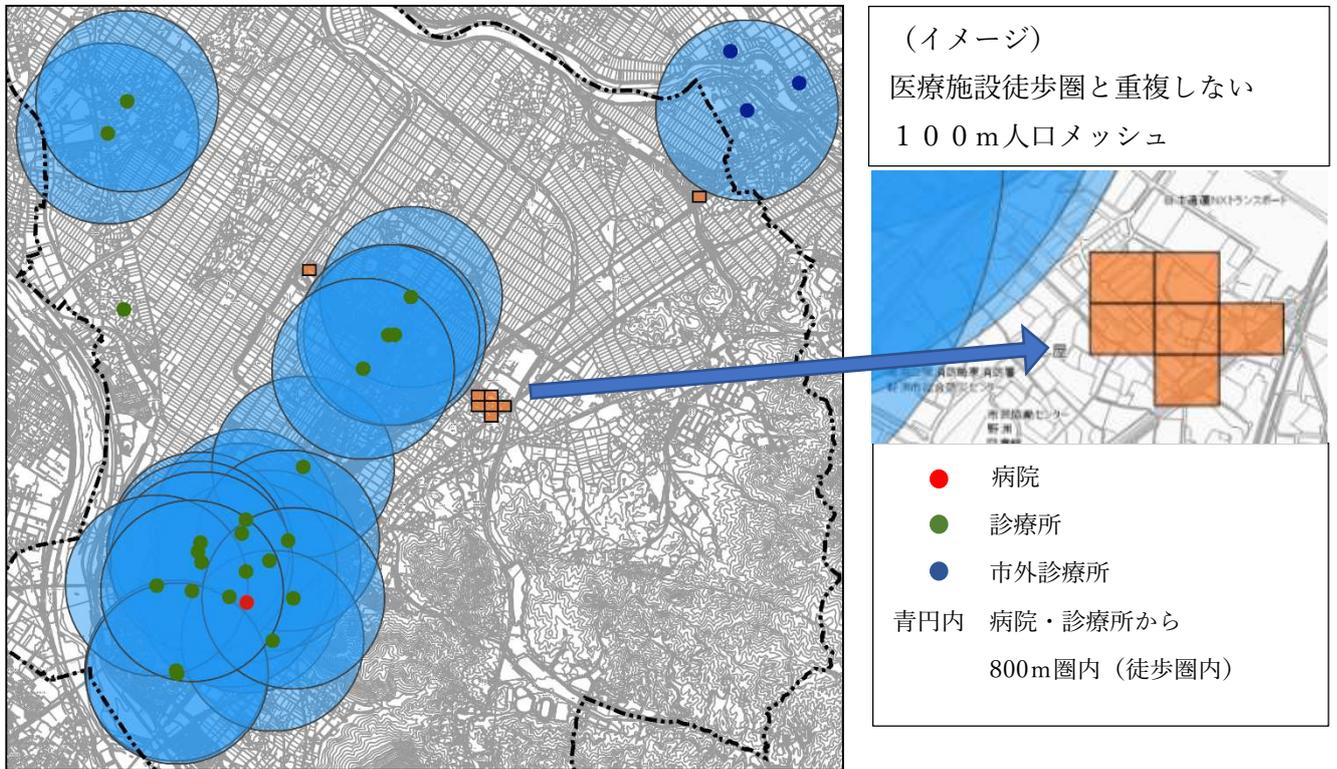


図14：医療施設の居住誘導区域内徒歩圏カバー率

【野洲市民病院と診療所との病診連携数】

	基準値	中間値	目標値
	H29 (2016)	R7 (2025) (調査 R6(2024))	R22 (2040)
野洲市民病院と診療所との病診連携数	5,920 人	7,988 人	7,000 人

※野洲市民病院調べ

野洲市民病院と野洲市内の診療所との病診連携が増加することを補足的な目標値として設定しています。基準年の病診連携数は 5,920 人であり、中間値は 7,988 人と増加し、目標値を上回っています。

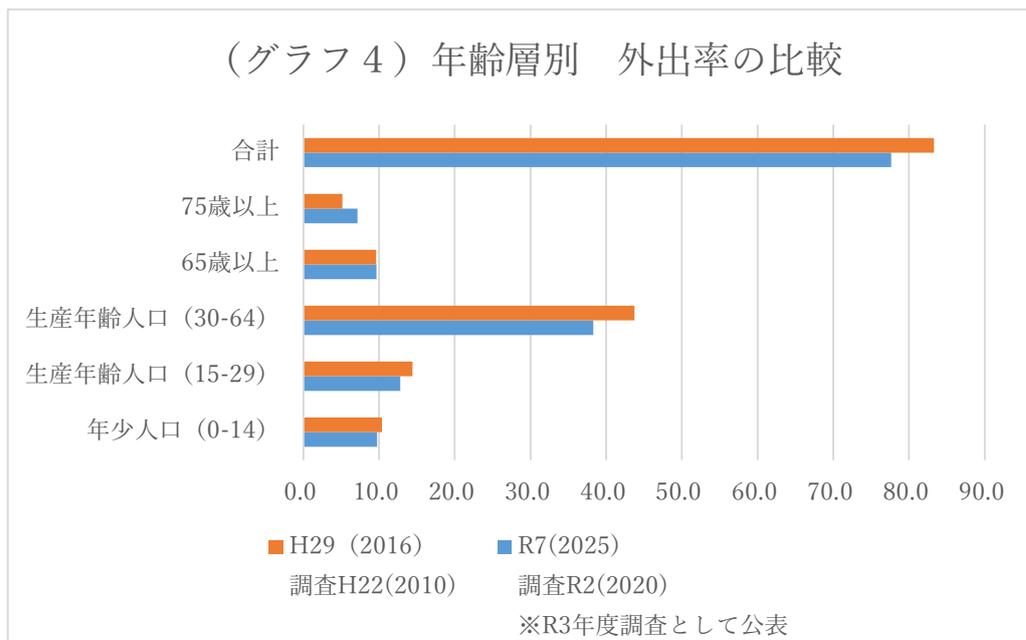
そのため、拠点を中心とする医療環境の充実が図られているものと考えられます。

(2) 拠点のにぎわい増幅(「集まる」仕組みづくり)に関する項目

【野洲市民の外出率(パーソントリップ調査)】

拠点でのにぎわい創出に関する取組みが推進されることによる各世代の外出率の増加を目指し、目標値としてパーソントリップ調査指標を設定しています。

パーソントリップ調査による基準年の外出率は83.3%であり、中間値は77.7%と減少しました。中間値の指標は、令和3年(2021年)調査の結果であり、コロナウイルス感染症の影響を受けていることが想定されますが、その補正值としても80.6%と減少し、目標の85.0%には到達しませんでした。



※パーソントリップ調査

都市における人の移動に着目した調査です。その名のとおり、「人(パーソン)」に着目しているため、一つの交通手段だけでなく、公共交通、自動車、自転車、徒歩といった交通手段の乗り継ぎ状況を捉えることができます。

近畿圏では、近畿圏のあるべき都市交通体系計画を策定するため、京阪神都市圏交通計画協議会が交通実態調査として昭和45年より10年毎に調査を実施しています。

※パーソントリップ調査外出率における外出率のコロナ補正值

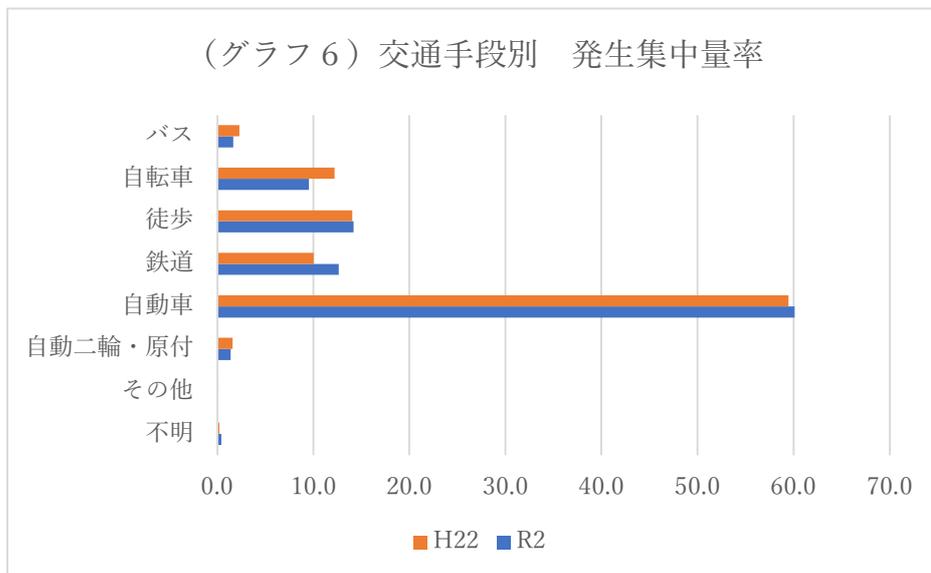
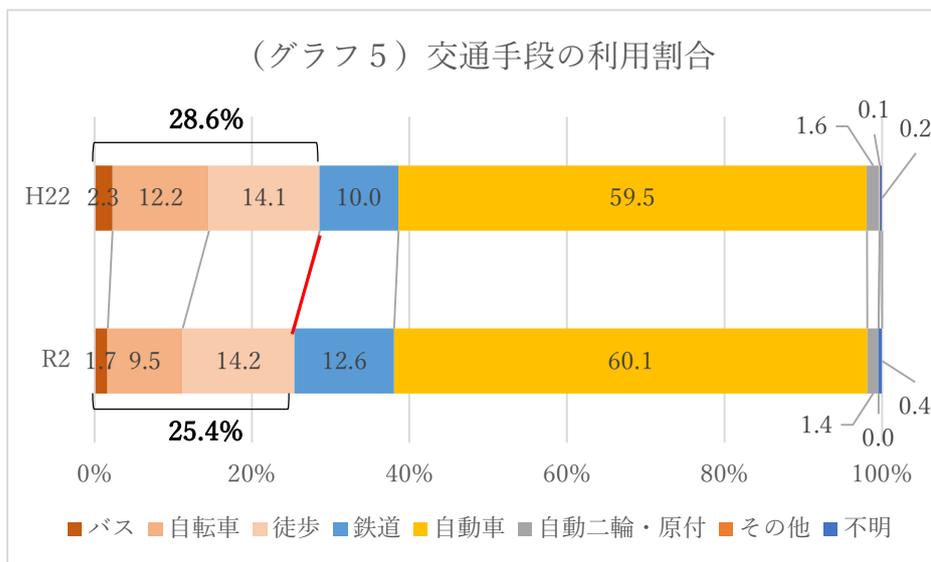
コロナウイルスの影響を除く補正值としての数値は、コロナ期間に、外出なしで在宅勤務やオンライン授業を行った人たちが、外出して行った場合を想定して算出した推計値。

(3) 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に関する項目

【目的別代表交通手段別発生集中量（パーソントリップ調査）】

拠点への公共交通網の強化とともに、拠点でのにぎわい増幅に関する取組などにより、主な移動手段としてバス・自転車・徒歩の割合が増加することを目指し、目標値としてパーソントリップ調査指標を設定しています。

パーソントリップ調査における交通手段の利用割合はグラフ5のとおりです。交通手段としてバス・自転車・徒歩を選択する割合は基準年に28.6%ですが、中間値は25.4%と減少し、目標の34.7%には到達しませんでした。



【20歳以上の市民の歩行量】

本計画における目標値としては、1,500歩の歩行量増加を目指しています。

これは、平成25年から開始した健康日本21（第2次）において、「日常生活における歩数の増加」を目標に、1日あたり1,500歩の増加が掲げられているためです。

歩数については、「滋賀県の健康・栄養マップ調査」による指標と、「BIWATEKU」アプリの集計値による指標により評価しています。

1つ目の指標として「滋賀県の健康・栄養マップ調査」によると、野洲市民の徒歩10分のところへ歩いていく人の割合は、20～64歳では増加しているものの、65歳では減少しました。なお、10分程度の歩行は約1000歩に相当するといわれています（厚生労働省 健康日本21「身体活動・運動」参照）。

（野洲市民）徒歩10分のところへ歩いていく人の割合（％）

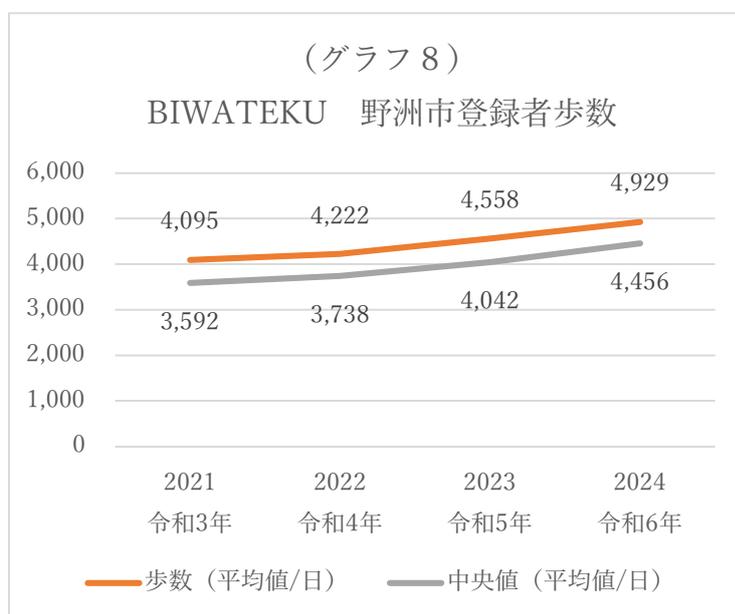
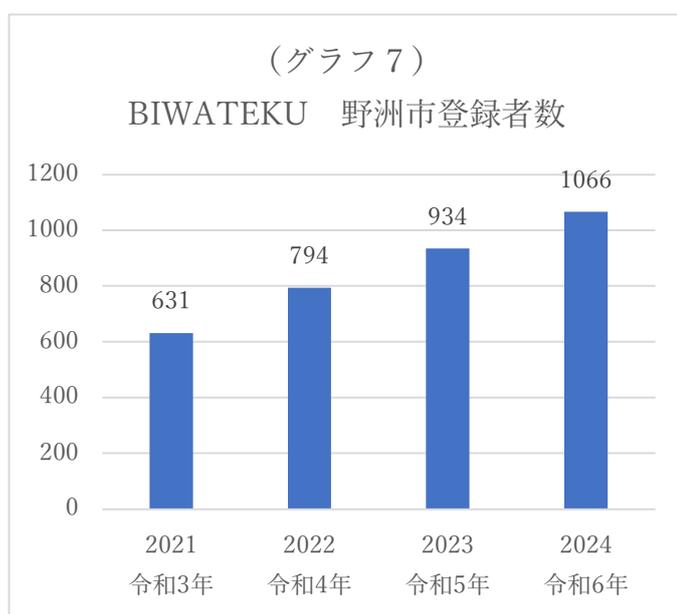
	基準値	中間値
	H29 (2016) 調査 H27 (2014)	R7 (2025) 調査 R4 (2022)
20～64 歳	33.0	34.5
65 歳以上	43.9	39.6

2つ目の指標として、令和3年度に導入した「BIWATEKU」アプリの集計値によると、グラフ7のとおり野洲市登録者数が増加しており、歩くことに関心を持つ人の増加が伺えます。

また、グラフ8のとおり野洲市登録者数が増加しており、令和3年から令和6年の間に、登録者数の平均歩数は1日834歩、歩数中央値においても1日864歩、歩数が増加しています。

一方で、健康日本21(第二次)の歩数目標と比較した場合、令和6年度の野洲市登録者歩数は平均値4,929歩、中央値で4,456歩と低い値です。また、全国平均(男性7,146歩、女性6,231歩)や全国中央値(男性6,500歩、女性5,740歩)と比較しても低い値です。

なお、健康日本21(第二次)においては、20歳～64歳、65歳以上の2つの年齢群に分けて、それぞれ1日あたり1,500歩増加させることを目指しており、①20歳～64歳:男性9,000歩、女性8,500歩、②65歳以上:男性7,000歩、女性6,000歩を目標としています。



(4) 結果

医療環境の効率化に関する項目については、医療施設の居住誘導区域内徒歩人口カバー率が基準年より増加しており、目標の100%に近づいています。

また、野洲市民病院と診療所との病診連携数は増加し、目標値を上回っており、医療環境の効率化が一定図られています。

なお、拠点のにぎわい増幅に関する項目については、野洲市民の外出率が減少し、目標値を下回っており、特に若者の外出率が低下しています。

ただ、拠点利用を高める公共交通網の強化に関する項目では、交通手段のうち「バス、自転車、徒歩」の割合が基準値より減少し、目標値を下回っていますが、BIWATEKUアプリの登録者数や登録者の歩行の増加から、歩行量は目標水準を達していないものの、歩行活動に対する関心を持つ人は増加傾向にあるといえます。

〔3〕 災害に対する安全・安心の確保に係る目標値

評価項目	評価指標	目標の設定方針	単位	基準値	中間値	目標値
				H22 (2010)	R7 (2025)	R22 (2040)
災害の発生を防ぐ・減らす取組に関する項目	居住誘導区域内の浸水想定区域面積割合	居住誘導区域内において、地先の安全度マップ【高頻度で発生確率の降雨（10年確率降雨量）】の浸水想定区域面積割合の減少を目標として設定	%	17.3 基準年 R5 (2023)	17.3	※減少を目指す
災害の被害を回避する取組に関する項目	(再掲) 居住誘導区域内の人口密度	居住誘導区域内において、災害リスクの低減と、居住の緩やかな誘導による、人口密度の維持を目標として設定	人/ha	58.1	57.1 (57.6) ※直近の国勢調査 R2 (2020)	58.1
災害の被害を軽減する取組に関する項目	避難所等の居住誘導区域内面積カバー率	居住誘導区域において、指定緊急避難場所（洪水・内水）及び指定避難所のカバー率の増加を目標として設定 ※当面は災害時応援協定による避難先を含めたカバー率での達成を目指します。	%	73.4 R05 (2023)	73.4	100

(1) 災害の発生を防ぐ・減らす取組に関する項目

【居住誘導区域内の浸水想定区域面積割合】

居住誘導区域内において、地先の安全度マップ「高頻度で発生確率の降雨(10年確率降雨量)」の浸水想定区域面積割合の減少を目標として設定しています。

この指標は、令和6年3月の本計画改訂時に新設された指標であり、浸水想定区域面積割合は中間値においても17.3%です。

なお、令和7年度末の公表を目指し、滋賀県は内水氾濫のハザードデータである「地先の安全度マップ」及び外水氾濫のハザードデータである「洪水浸水想定区域図」を作成しており、これらを基に本市は令和8年度末までに住民等に公表する「水害ハザードマップ」を更新する予定のため、情報の更新に則して、本計画における分析・評価を行います。

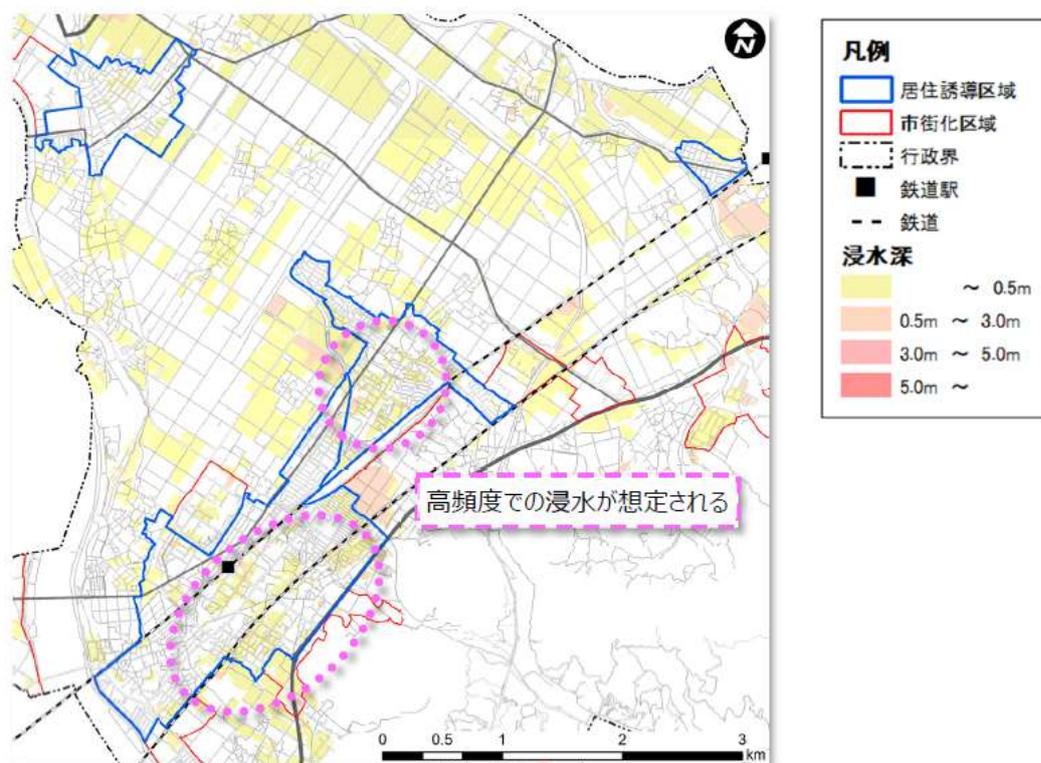


図15：高頻度での発生確率の降雨（10年確率降雨量）による浸水想定区域
（地先の安全度マップ）

※洪水浸水想定区域図

令和3年の「水防法」の改正により、県管理の大規模河川である15河川に加え、住宅等の防護対象である河川（中小河川）約440河川について新たに作成対象となりました。

(2) 災害の被害を回避する取組に関する項目

【(再掲) 居住誘導区域内の人口密度】

居住誘導区域内において、災害リスクの低減と、居住の緩やかな誘導による、人口密度の維持を目標として設定しています。

基本的指標としての人口密度に関する評価結果のとおり、令和3年（2021年）の居住誘導区域拡大により、居住誘導区域内人口密度は57.1人/haに低下し、目標値の58.1人/haを下回りましたが、居住誘導区域内の住基人口は増加し、今後は人口密度の増加が見込まれます。

(3) 災害の被害を軽減する取組に関する項目

【避難所等の居住誘導区域内面積カバー率】

居住誘導区域において、指定緊急避難場所（洪水・内水）及び指定避難所のカバー率の増加を目標として設定しています。（当面は災害時応援協定による避難先を含めたカバー率での達成を目指します。）

この指標は、令和6年3月の本計画改訂時に新設された指標であり、指定避難所のカバー率（面積）は中間値においても設定時同様73.4%です。

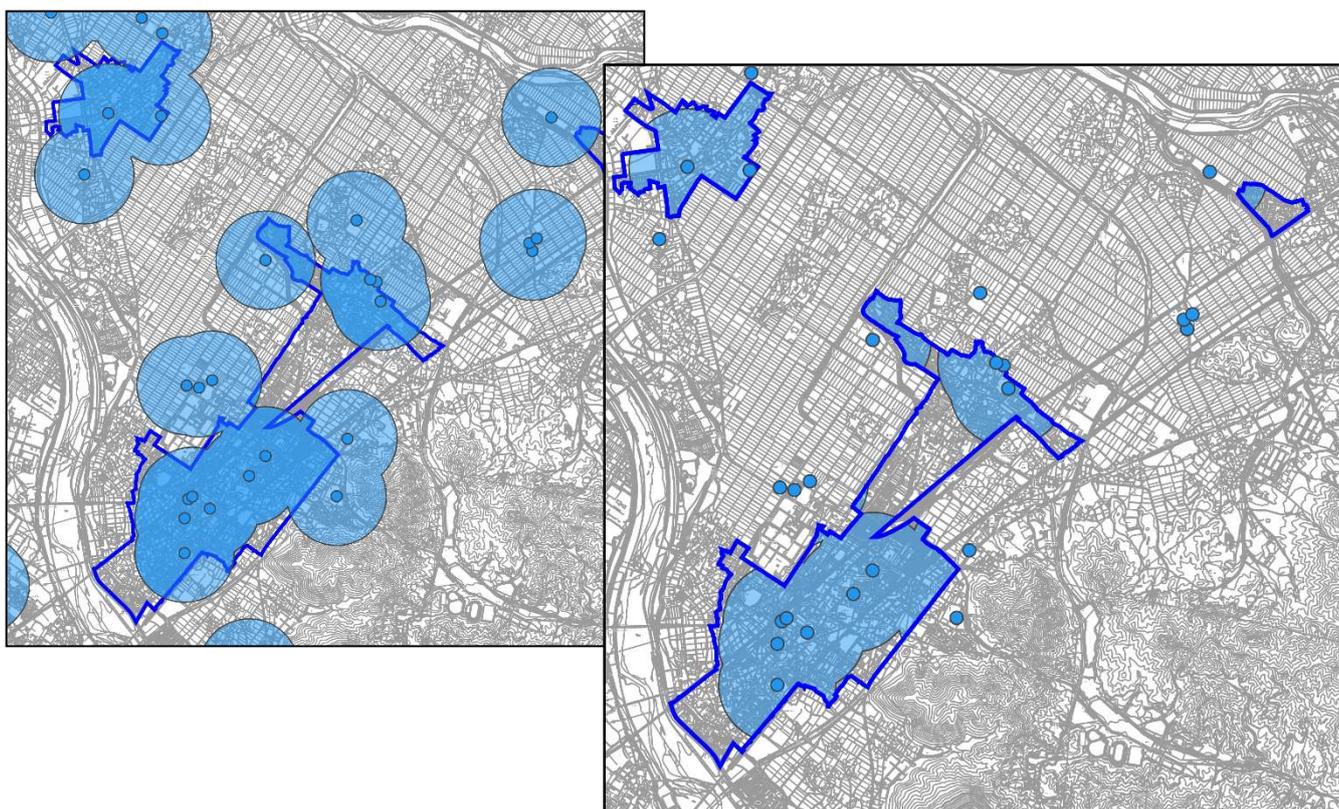


図 16：指定避難所カバー率

- 指定避難所

（現状、居住誘導区域内のカバー率に関わるもので、災害時応援協定による避難所はありません。）

青円内 指定避難所等から 500m 圏内

(4) 結果

居住誘導区域内では、地先の安全度マップ「高頻度で発生確率の降雨（10年確率降雨量）」の浸水想定区域面積割合は17.3%です。

また、居住誘導区域における、指定緊急避難場所（洪水・内水）及び指定避難所のカバー率は73.4%です。

なお、居住誘導区域内では、ハード面の災害リスクの低減と、避難に関するソフト面の災害リスクの低減を図っており、取組を実施する当該区域内の人口密度は57.1人/haと、目標値より低い数値ですが、当該区域内の住基人口は増加しており、今後は人口密度の増加が見込まれます。

7. 今後の方針

〔1〕 居住の誘導について

- ・居住誘導区域内の国勢調査人口密度は基準年の 58.1 人/ha から、57.1 人/ha に減少し、目標値の 58.1 人/ha を下回っています。
一方で、居住誘導区域内の住基人口は増加しており、今後は人口密度の増加が見込まれます。なお、令和 7 年に国勢調査が実施されるため、改めて人口分布の把握を行います。
- ・本市は中心地にまとまった空閑地が少ないという課題があるため、令和 10 年度に予定されている大津湖南都市計画区域区分定期見直しでは、都市機能誘導区域や居住誘導区域の拡大の検討も視野に入れ、居住誘導区域内への人口集積を図ります。

〔2〕 - (1) 医療環境の効率化について

- ・医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率は、基準年より増加し、目標値に近づきました。全ての市民が日常的に病院に通える環境を維持することを目標とし、今後も継続して医療施設の誘導及び居住誘導区域内への人口誘導を図ります。
- ・令和 9 年 3 月に野洲市民病院が総合体育館横に整備される予定であり、継続して人々の交流や健康づくりにつながる機能の集積を目指します。
そのため、令和 10 年に予定されている大津湖南都市計画区域区分の定期見直しにあわせ本計画の見直しを行い、新たな地域拠点として、令和 8 年 3 月に大津湖南都市計画区分の随時見直しで編入する富波甲等に都市機能誘導区域の設定を検討します。
- ・野洲市民病院の整備にあわせ公共交通路線を見直し、アクセス利便性の向上を図ります。

〔2〕 - (2) 拠点のにぎわい増幅について

〔2〕 - (3) 拠点利用を高める公共交通網の強化について

- ・パーソントリップ調査による外出率は減少しており、コロナウイルス感染症の影響も薄れつつある中で、拠点でのにぎわいを創出します。
- ・野洲駅南口周辺エリアの活用については、野洲駅南口周辺整備構想を見直し、有効活用の推進に取り組めます。
また、誘導施設の整備においては、国等による支援制度等の活用を検討します。
- ・公共交通の利用環境を高め、公共交通を利用することにより生活の中に自然と歩くことが取り入れられたまちの形成は、健康を支える都市環境の整備につながります。
そのため、令和 9 年 3 月に予定している野洲市民病院の開院にあわせ、令和 7 年度にコミュニティバスの再編業務を行っており、持続可能な公共交通の整備に取り組めます。
- ・歩行量に関する指標においては、歩行量の上昇が見られ、歩くことに関心をもつ人の増加が伺えるものの、BIWATEKU アプリ登録者の歩行量は全国平均を下回っています。都市機能が集約した地域と居住地域が近接し、或いは便利な公共交通機関でネットワーク化された都市では、高齢者の外出機会や市民の歩行量が多いことが、全国都市交通特性調査（国土交通省）などから判明しており、継続して多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。
- ・BIWATEKU アプリの活用や、健康増進イベントなどの健康づくりの取組をより一層進めます。
また、居住誘導区域外ではあるものの、「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり計画」に基づき、河川空間を活用した、中心拠点からつながりのある賑わいづくりにも取り組めます。

〔3〕 災害に対する安全・安心の確保について（令和6年改定時追加の指針）

- ・居住誘導区域内における、地先の安全度マップ「高頻度で発生確率の降雨（10年確率降雨量）」の浸水想定区域面積割合は17.3%です。ハード面の対策により、この割合の減少に取り組めます。
- ・令和7年度末の公表を目指し、滋賀県は内水氾濫のハザードデータである「地先の安全度マップ」及び外水氾濫のハザードデータである「洪水浸水想定区域図」を作成しており、これらを基に本市は令和8年度末までに住民等に公表する「水害ハザードマップ」を更新する予定のため、情報の更新に則して、本計画における分析・評価を行います。
- ・洪水時において、地域住民の避難場所や広域的な復旧支援の基地として、野洲川 MIZBE ステーション整備事業を推進します。
- ・指定避難所の徒歩500m圏内カバー率（面積）が73.4%であるため、新たな避難先、避難所等の検討や既存施設の新規指定に取り組み、カバー率の増加に取り組めます。

〔4〕 計画の進行管理及び方針

- ・中間評価の結果、本計画の改定は行わず、評価を踏まえた取組を継続します。
- ・各指標については、指標の更新に合わせ、可能な限り分析・評価を行います。
- ・滋賀県は、令和10年度に予定されている大津湖南都市計画区域区分の定期見直しに向け、大津湖南都市計画基礎調査を実施されており、これらの状況を踏まえたうえで、本市においても令和10年度に見直しを行う予定です。